会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたので、お知らせいたします。　　草加八潮医師会

日医発第202号(健Ⅲ)
令和8年4月21日

都道府県医師会
　医師の働き方改革担当理事 殿

日本医師会
　常任理事　城守国斗
（公印省略）

厚生労働省「令和8年度働き方改革推進支援助成金」
団体推進コースについて（ご案内）

平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。
　さて、厚生労働省が実施する今年度の働き方改革推進支援助成金については、「業種別課題対応コース（病院等）」を令和8年4月17日付 日医発第176号（医経・健Ⅲ）にて情報提供したところです。
　働き方改革推進支援助成金については、業種別課題対応コースを含め4コースがあります。その内、今回、**「団体推進コース」**について情報提供させていただきます。
　本コースの用途としては、中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「**事業主団体**等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「**構成事業主**」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです**《註①》**。
　交付の要件や詳細については、添付資料をご参照ください。本助成金に係る交付申請書の提出締切は令和8年11月30日(月)ですが、国の予算額に制約されるため、11月30日以前に予告なく受付を締め切る場合があるとのことです**《註②》**。
　なお、本資料の内容に係る疑義および申請書類等の提出は、所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。
　つきましては下記のとおりご案内しますので、貴会並びに関係の郡市区医師会にてご了知のうえ、ご活用いただけますと幸いです。

註①：対象の位置付け
- **事業主団体**には一般社団法人(含む、公益社団法人)も該当しますので、都道府県医師会および郡市区等医師会が相当します。
- **構成事業主**は、医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

註②：本助成金に関する詳細
- 本助成金に関する詳細は、下記、参考にてお示しした厚生労働省のサイトに掲載されています。申請様式、申請マニュアル、交付要綱等は当該サイトよりダウンロードをお願いします。

記

【参考】

厚生労働省「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」
掲載箇所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html
（添付資料の②～④がダウンロードできます）
【該当頁：1/84～8/84】

【別添】

① 令和8年度働き方改革推進支援助成金について（抜粋）
《作成：厚生労働省労働基準局 労働条件政策課》 **【該当頁：9/84～14/84】**

② 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」団体推薦コースのご案内
《リーフレット》 **【該当頁：15/84・16/84】**

③ 働き方改革推進支援助成金 交付要綱（団体推進コース）
【該当頁：17/84～57/84】

④ 働き方改革推進支援助成金 支給要領（団体推進コース）
【該当頁：58/84～84/84】

以上